

Renaissance

2006.7

夏季号

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して

No.25



AICHI SOGO LAW OFFICE

弁護士 上野 精
弁護士 平井 朝
司法書士 足立 陽子

弁護士 村上 文男
弁護士 檀浦 康仁
社会保険労務士 三重 英則

弁護士 西山 一博
弁護士 平野 由梨
社会保険労務士 原田 聰

弁護士 海田 雅史
弁護士 勝又 敬介

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番29号
ヤガミビル 501号・601号(受付)

<http://www.aichisogo.or.jp>
E-mail home@aichisogo.or.jp

100% この事務所報は再生紙を使用しております。
古紙100%再生紙

「ロバス」

つてなあに?



Lifestyles
Of
Health
And
Sustainability

弁護士 上野 精

先日の夜の「」と、妻と最近話題のスローフードを巡って雑談中、妻から尋ねられた。

「今日美容院の待合室で雑誌をみていたが、「ロバスな生活」ということが紹介されていたけれど、「ロバス」という自然豊かな地方での生活のことが紹介されたのはじんな意味なのか?」

「そういえば時々「ロバス」という言葉を雑誌やTVで見たような気がするね。」「ロジーに関係していったような気もするけれど自信がないなあ。一度調べてね!」

数日後インターネットでグーグルを利用して「ロバス LOHAS」で検索をかけてみると、瞬時に約九〇万件の情報のある「」が表示された。その中のフリーアイド事典『ウィキペディア』には「LOHAS (ロバス、ローバス) とは Lifestyles Of Health And Sustainability (健康と持続

可能性の(→を重視する)「ライフスタイル」の略。健康や環境問題に関心の高い人々の「ライフスタイル」とされる。」との定義に始まり、アメリカと日本における現況、とりわけ「ロバス」の商標を中心とするハイセンスビジネスの状況、それへの批判を含め七頁にわたり説明がされていた。

その中で気になったのは、「健康と環境が「テーマの「ライフスタイルを示す一般的な言葉であると誤解されやすいが、日本においてロバスという言葉は登録商標であり、この言葉を用いたらイセンスピジネスがすでに始まっている。そのため一般的な言葉としては機能せず、一業種一社のみが使える宣伝文句となりつつある。アメリカにおいてはレイとGARMANが使用権利を保有しているためか一般には広まっていないが、日本においては登録商標となる前に新聞や雑誌などで取り上げられる前に広まり流行語になつた。」との

ぐだりであった。たしかに理念としての「ロバス」に関わりなく商標法の建前では同法三条所定の除外事由を除き商標登録は可能ではあるのだけれど。もとも、「阪神優勝」とか、「ロ」などたものが登録商標とされ、PO」といったものが登録商標とされ、関係者からの異議申立などによって是正が図られる風土からいえば特に異どするに足りないとしうべきかも知れないし、まして「知財立国」との見地に立てば当然の事理に属する」ともいえよ。ちなみに、会社法の改正に絡めて、類似商号規制の撤廃をきっかけに企業防衛の見地から商号の商標登録が勧められる時代である(第一法規株式会社刊「新会社法A2(第9号)」)。

それはともかく、世代間における価値観の多様化がいわれてすでに久しく、規制緩和、IT技術の急速な進歩の中で、いわゆる「勝ち組」・「負け組」や「上流」・「下流」の仕分けなど、この

ある。制度的にみても、平成の大合併、毎年のように改定される医療保険等各種社会保険システム、むりには行政、財界の意向を受けてとの批判もあるが、一応の結果を示しつつある同法改革なり枚挙してしまがな。

等について果たして十分な議論が尽くされたのか、声高に呼ばれる「費用対効果」の陰に泣く者はほんのりか、そろそろ改革の光の部分のみでなく陰の部分についても目を向けるべき時期に差し掛かっているのではないかなどなど、ロバス議義をきっかけに個人の生き方のみならず、社会の在り方にっこりつらつらと導かせられたことであつた。

理事会に出席しますと日弁連の動きが一目瞭然となります。その情報量の豊富さに感激しています。

1 日弁連理事会で何?

花: 日弁連理事として月一回東京へ行くの、大変ですね。

理: 理事会は朝一〇時頃から夕方の五時までびつしつつ会議ですから大変疲れます。理事会は、日弁連の運営に関する重要な事項を審議しますので、

日弁連は どんな活動を しているの?

弁護士 村上 文男

理事会に出席しますと日弁連の動きが一目瞭然となります。その情報量の豊富さに感激しています。

2 日弁連理事って?

若…日弁連理事ってどんな役割をするのですか?

理: 理事は日弁連の役員です。日弁連の役員は会長一名、副会長一二名、理事七一名、監事五名です。理事の多くは各都道府県の単位弁護士会の会長がなっています。愛知県弁護士会の場合、その会長は日弁連の副会長になります。また、愛知県弁護士会から理事一名を送り出し、一名は前年度の愛知県弁護士会会长、他の一名は余員の中から推せんされた者がなるのです。

3 100万名請願署名運動

若…サラ金の上限金利引き下げ本部が設置され活動を開始したと聞きましたが、理事会でも議論されたのですか?

理: 理事は全員が上限金利引き下げ

実現本部の委員になっていますので、理事会の中に実現本部の全体会が組み込まれています。日弁連はいわゆるグレーゾーン(年利二九・三%～二〇%(一五%))金利を廃止し、

利息制限法の金利(年利一五%)に一本化すべきとの立場です。そのために国民的な大運動を展

開しますと100万名を目標とした請願署名に取り組むことが決定されました。

予測されています。

若…弁護士会・弁護士は宣伝が不得意でした。そこで公的な機関で大々的に広報し、市民がどこへ行けば相談できるかを知らせることにより、市民の法律専門家へのアクセスを容易にします。かなり多くの市民が法テラスを利用することになるでしょう。

花: サラ金による被害については、路上生活者の八〇～九〇%の人人がサ

ラ金被害者だとされていますし、自殺者も年間八〇〇〇名にも及びます。是非、金利引き下げは実現してほしいですね。理事が子供の頃はカラ金はなかったのでしょうか。そういう社会がいいですね。

理: 花子さんの言う通りだと思います。当事務所もサラ金に対する過払訴訟等をしてサラ金業者と闘っています。

4 日本司法支援センター(法テラス)で何?

若…法テラスの問題も理事会で議論されているのでしょうか。

理: 現在理事会で一番多くの時間を割いている問題です。一〇月からの業務開始に向けて詰めの段階です。

じつろで法テラスとは何か。読者の皆さんに説明してあげて下さる。

花: 法テラスは司法の利用者の市民が「法の支援」を受けることを容易にするために作られた組織です。具

体的には法律相談へのアクセスを容易にすること、刑事の国選弁護制度を扱つていくこと、犯罪被害者支援をしていくこと等になつてあります。

最近新聞でも紹介されていました刑

事事件の被疑者被告人の取調べを可視化することについても最先端活動の

報告や審議がなされています。

今後理事会の動きをルネサンスの

読者にも伝えていきたいと思ってます。

5 日弁連はすごい!!

今後は日弁連の理事会を通じて日弁連の動きを皆さんに伝えていきたいと思っています。ご期待下さい。

花子さん、若男君も勉強してやるつもりです。

ましよう。花子さん、若男君、御苦労さんですが今後も付き合つて下さい。

理事会ではグートキーパー制度(弁護士による依頼者密告制度)の廃止、

理: 最近新聞でも紹介されていました刑

事事件の被疑者被告人の取調べを可視化することについても最先端活動の

報告や審議がなされています。

今後理事会の動きをルネサンスの

読者にも伝えていきたいと思ってます。

本当に日弁連の活動の広さと深さと先見性はすごいの一語に尽ります。

テレビで見かける弁護士

弁護士 西山一博



私は、知る人を知るトレーディング子であり、アメリカ留学中も、（英語学習の妨げになるので）禁じ手と言われる、日本のドラマをレンタルして見るとこりこりをしてしまった。

しかし、私にテレビを見るな、といふのは無理な話なのです。

最近は、五才の娘とジャーネーズ出陣の番組を見る」といはまつておひ、まだテレビ歴の浅い娘に対してジャーネーズ論を語りたりしております。

れど、編集部から弁護士アドバイスを頼む
ところと聞かれて、

木に原稿を書くことにした。

「弁護士」「ドラマ」とこうつて書かれたふるな番組があるので、難しことにころではあります。最近は弁護士を主人公にしたドラマが非常に多く、特に今回のクールなどは、ちょっと賛同とす

ところのこともあってあまりに乱暴で破天荒ですが、九頭弁護士の発想としては逆に当たり前のことから弁護士には普通の発想だったりすることもあります。

みたいな証言をして、それで判決の勝敗を決したりしてしまいますが、あれぐりいの証言では覆らなかでしょひね、つてこのことが多じです。人は嘘をつけたり、それでなくとも思に込みや誤解があるには時の経過とともに記憶が変わつてしまったり、大袈裟になつたりするものなので、証言だけで決定打にはなりにくじだ。裁判を支えるのはやはり物証じゃ。むちろん証言も全く無価値ではありませんし、それこのこと

ひとつはたぶん面白く見せるためって
こういうこと、もうひとつはたぶん想像
する背景事情によつて結論は変わるの
かなつて思ひます。つまり、われわれ
が法律相談を受けたときに、あんなに
少ない情報で答えることはあまりなく、
もう少し具体的に細かい事實を聞き取
つて答えます。番組では、その聞き取
つてこない事情をどう想像するかでも
答えは変わつてくるだろひな、と思ひ
まか。

「弁護士から見た弁護士のドラマってどうなの?」などこども最近よく聞かれるのですが、最近のドラマは弁護士等が監修していただるので、笑つちゃうくらい非現実的なシーンは少なくなったかな、と思います。例えば、ル

「じゃあ愛知総合法律事務所には弁護士さんが複数いるのだから別の弁護士さんにお願いできませんか」と言われることがあります、これはできないわけで、お断りしてしまいます。

あと、よくあるのは、友人みたいな人に証人になつてもらひ、「彼がこん

「行列のできる法律相談所」で答えたのがわからぬか？」弁護士に向ってあんなに考へが違つものなの？」ついで質問もよく受けますが、結婚は「ノー」に近づかなと思つます。いやあ、なぜ

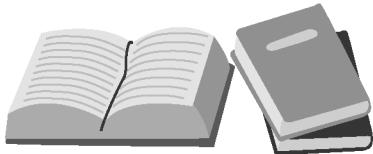
例えば、ある弁護士が依頼者の相手方から事件の依頼をされて、「私は利益相反するので」と断つておひで（注：弁護士は依頼者と利益が敵対する別のことになっていきます。）、同じ事務所の弁護士に受任せさせたりしてしまったが、これはダメです。自分が利益相反するなら、同じ事務所の弁護士もダメなんです。実際の法律相談でも、私が「利益相反するから」とお断りしたところ、「じゃあ愛知総合法律事務所には弁護士さんが複数いるのだから別の弁護士さんにお願いできませんか」と言われることがあります、これはできないわけで、お断りします。

「ドラマ以上に劇的な展開をする事件を抱持する」ことがあります。

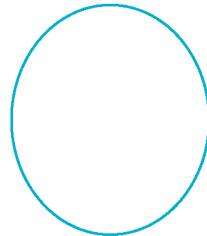
例えば、少年事件において、彼（彼女）は何を考えているのだろうとか、自分が彼（彼女）だったらどう思うんだろうとか、真剣に考えながら取り組んでじつた結果、意外な真相が見えてくることもありますし、また、非常に喜んだりえたりするところれわれも嬉しいなります。

じつは、ドラマではありませんが、「行列のできる法律相談所」で答えがわかれると、弁護士によつておんなに考えが違うものなの？」つてつう質問もよく受けますが、答えは「一」に近いかなと思います。じゃあ、なぜあの番組はああるのか、つてつうと、ひとつはたぶん面白く見せるためつてつうひとと、わかつひとつはたぶん想像する背景事情によつて結論は変わるのがかなつて思つます。つまり、われわれが法律相談を受けたときに、あんなに少ない情報で答えることはあまりなく、もう少し具体的に細かく事實を聞き取つて答えます。番組では、その聽き取つてこなじ事情をどう想像するかでも答えば変わつてくるだろうな、と思いま

法科大学院の学生に接して



弁護士 海田 雅史



司法制度改革の一つの目玉として、法科大学院が設置されて早二年が経ち、初めての卒業生に対する新しい司法試験が今年5月に実施されました。新司法試験の合格発表は、今年9月ですので、受験者はドキドキしながら、9月を待っているでしょう。

新しい制度に対する評価は賛否両論のようですが、その制度の中で過ごしている法科大学院の学生たちにとっては、制度そのものに対する評価には関わりなく、自らの思い描く法律家を目指して努力する毎日を過ごしているのではないかと思います。

というのも私は、愛知大学法科大学院の補助教員という立場で学生たちに接する機会があり、今年度で三年目になりますが、私が接する学生たちは、皆さん、そのように感じられる人たちばかりだからです。私が担当しているのは、論文試験の答案作成を内容とする補講であり、ゼミ形式で実施しています。毎年、補講に参加する学生たちは、とても力を込めた答案を提出し、補講中、私の解説等を聞くその眼差しも真剣で、よく考えながら質問を投げかけてきます。ときに答案を添削していく、出題した私が想定していなかった素晴らしい論述が見られたり（情けない話ですが…）、補講中の鋭い質問にドキッとさせられることも少なくありません。

そのような学生たちを見ていると、適切な表現ではないかもしれません、本当に感心してしまいます。法曹を目指す学生たちが、それくらいのことをするのは当然のことで、感心することではないと思われるかも知れません。

しかし、学生たちは、正規の授業、その予習・復習等で、ハードな勉強漬けの生活をしていることに加えて、夜間に実施される補講にも参加しているのです。学生たちと話していると、補講後も含めて、毎日遅くまで大学院で勉強していく人が多いようでもあります。さらに、私が担当する補講は、実は、学内ではあくまで補講という位置づけであって、いわゆる単位の認定はされないものなのです。私だったら、参加していないのではないかとも考えてしまいます。それにもかかわらず、自らを向上させるべく貪欲に補講にも参加し、熱心な態度で学習をしている学生たちの姿を目当たりになると、やはり感心してしまうのです。それは、私が、学生たちの姿を、自分自身の司法試験の受験生の頃とではなく、お気楽だった大学生の頃の姿と無意識のうちに比較しているからなのかも知れません。

いずれにせよ、学生たちと接していて、学生たちが想像以上に頑張っていることは間違いないと思います。ですから、そのような学生たちを、とにかく応援したい気持ちで一杯になります。

合格発表を待っている新司法試験の受験者のなかにも私が関わった人たちがいます。良い結果が出ることを祈るばかりです。

頑張れ、法科大学院生！



「賃貸借」

弁護士
平井 朝

Q 私は借家に住んでいますが、先日、大家さんから、「あと6ヶ月経ったら賃貸期間が終了するので出て行って欲しい」と言われました。私は、大家さんの言うとおり、出て行かなければいけないのでしょうか。

A 建物の賃貸人は、「正当事由」があると認められる場合でなければ、建物賃貸借契約を終了させることはできません。したがって、契約期間が終了するからといって、当然に出ていかなければならないということはありません。そして、賃貸人に正当事由があるか否かは、次のような事情を総合して判断します。つまり、①賃貸人が建物の使用を必要とする事情・②賃借人が建物の使用を必要とする事情・③建物の賃貸借に関する従前の経過・④建物の利用状況・⑤建物の現況・⑥立退料提供の申出などの事情です。

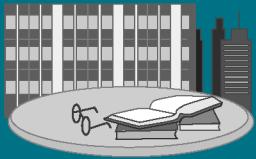
実際には、立退料提供の申出もなく正当事由が認められるケースは少ないとおもいますし、場合によっては、どれだけ高額な立退料を提供しても正当事由が認められないこともあります。今回のケースで正当事由が認められるか、立退料はどのくらいが適正かについては、ケースバイケースですので、個別にご相談された方がよいでしょう。

Q 私は、借家から引っ越しになりましたが、大家さんから、畳、ふすま、壁紙などを入居前のように戻す費用を請求されてしまいました。私は、大家さんの言うように原状回復費用を支払わなければならないのでしょうか。

A 原則として、支払う必要はありません。

建物の賃貸借において、建物が通常の使用や時間の経過によって劣化、損耗することは当然に予定されており、これらの損害は賃料に含まれていると言えます。したがって、賃借人が、これらの自然損耗などの損害について、賃料とは別に負担する必要はありません。同様に、これらの自然損耗などの損害について、敷金から差し引くことも原則として認められません。ただし、劣化や損耗が通常の使用の程度を越えたものである場合には、賃料と別に賃借人が負担することになります。

なお、賃貸借契約書に、「自然損耗であっても原状回復費用は賃借人の負担とする」というような記載がある場合でも、賃借人が負担することになる損害の範囲が契約書上明確になっているか、口頭での説明により賃借人が明確に認識している場合でないと、やはり賃借人は自然損耗などの原状回復費用を大家さんに支払う必要はないことになると思われますので、個別にご相談された方がよいでしょう。（最高裁平成17年12月16日判決参照）



新会社法スタート ～最低資本金撤廃

弁護士
檀浦 康仁

新しい会社法が5月1日から施行されました。

この新しい会社法は、これまで商法の一部と有限会社法という2つの法律に定められていた会社についてのルールを一本化するものです（会社の種類も、有限会社という会社の種類はなくなつて、株式会社に一本化することになりました。）。

新しい会社法になつても、体裁が変わっただけで中身は変わっていない部分も多くありますが、かなり中身が変わった部分もあります。

その中で、最も大きな変化の1つは、会社を作る際の最低資本金というルールがなくなった、ということです。最低資本金のルールというのは、株式会社や有限会社については、会社と取引する人を保護するために、会社を作る際に、最低限出資しなければ会社を作ることができない最低ラインの出資金の額を定めていたルールです。株式会社については、最低1000万円、有限会社については、最低300万円を出資しなければならないとされていました。

実は、この最低資本金の制度については、これまでの会社法の中でも、特例を定める法律（いわゆる中小企業促進法）が作られて、出資金が1円でも会社が作れる場合があったのですが、新しい会社法は、それを一般化したのです。

これによって、優れたアイディアさえ持つていれば、先立つお金がなくても、株式会社を作ることができるようになりました。新しく事業を始めてみたいと思っていらっしゃる方にとっては、大きなビジネスチャンスがやってきましたということができます。

当事務所には、弁護士だけでなく、商業登記に精通した司法書士も在籍しておりますので、このチャンスに新しく会社を作つて一旗揚げてみようと思われる方は、新しい会社法のルールから実際の設立登記まで、是非お気軽に御相談ください。

離婚に伴う年金分割制度

弁護士 勝又敬介

近年、人事訴訟法の改正、新法の制定など、離婚の実務に影響を与える重要な法律の改正等が進んでいます。

今回は、その中から、年金分割の制度を取り上げてみたいと思います。離婚が決まった場合、夫婦生活中に一人で築いた財産については、二人で分けるというのが原則です。これを財産分与といいます。

この財産分与の対象に、年金が含

まれるかは、長年議論になつていましたが、平成一六年に年金法が改正され、年金分割の制度が新設されました。

年金分割とは、夫婦の一方が国から年金を受け取る権利を、他方にも分けられる制度です。

分割の対象となるのは、厚生年金または共済年金の報酬比例部分の二分の一が上限です。

実際にどれだけ分割をするかは、当事者間の話し合いか、調停、審判、裁判などで決定されることになります。

分割の金額が決まつたら、話し合の場合には公正証書、それ以外の場合は調停調書、審判書、判決書を社会保険事務所に提出して分割の手続きすることになります。

分割された年金を受け取る権利は、分割をした人が死亡しても、生きている人の権利には影響しません。

仮に、H男とW女が離婚してW女が分割を受けることになつた場合、いつたん分割を受けた権利は、W女の固有の権利になるので、H男が死亡しても、年金はW女に支給されます。

この年金分割の制度は、平成一九年四月以降の離婚に適用されます。離婚しても、お金がなくて生活していくいいかもしないという方は、年金分割の制度を利用することも念頭においていただければよろしいかと思います。

詳しくは、ご相談ください。

事務所の横顔

弁護士 平野由梨

当事務所の特徴の一つは、充実した事務局だと思います。

大所帯の事務局は、専門チーム制で職務にあたっており、特に、私のような駆け出しの弁護士にとっては、非常に頼りになる存在です。

事務局は、人数が多く、様々な状況に対応できる態勢となつてお

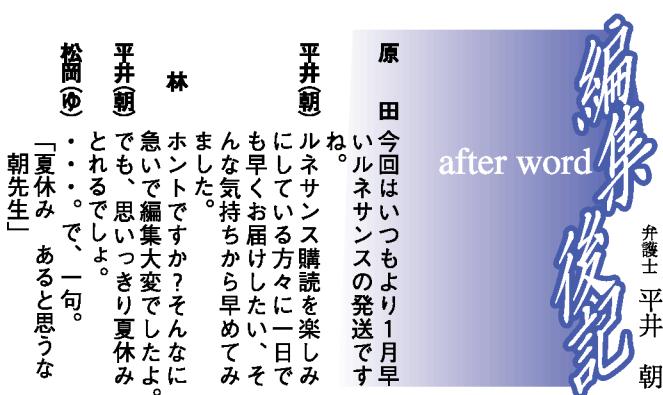
り、緊急の仕事や、事務局内でお互いにサポートしあう必要がある場合に、柔軟に対応してもらえて助かります。

また、ベテラン事務員から若手事務員まで、なかなかの個性派ぞろいで、当事務所の雰囲気も、絶妙なバランスとなつてゐる気がします。良い意味で。

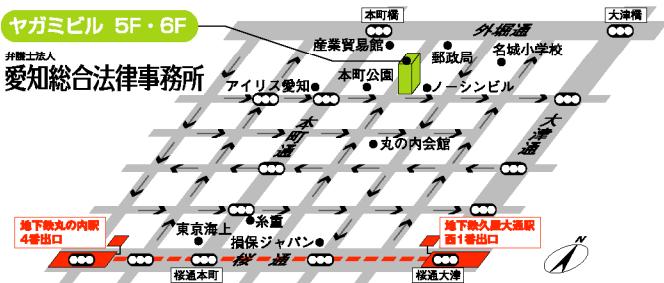
それともう一つ、当事務所の特徴を挙げるならば、それは、事務所内の風通しの良さでしよう。

まずは、物理的に、各机を仕切るパーテーションが低いですし、また、事務所内の雰囲気も、皆が垣根なく話し合える風通しの良いものになつています。

事務局の強力なサポートにより、弁護士の業務もスムーズに行えており、弁護士一同、事務局に感謝です。



事務所のご案内



TEL.052-971-5277(代表) FAX.052-971-7876

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番29号
ヤガミビル 501号・601号(受付)

<http://www.aichisogo.or.jp> E-mail home@aichisogo.or.jp
ホームページ更新しました。

事務所業務のご案内

相談日・・・月曜日～金曜日（土・日祝日は休業）

受付時間・・・午前9時30分～午後6時

相談料・・・30分以内料金 5,250円（税込み）

※ご相談・ご来訪の際は予め電話にてご予約ください。

球春、到来!

事務局 横井 豪

WBCの興奮冷めやらぬ4月13日、我がチームもいよいよ3シーズ目に突入しました。

開幕のマウンドは、今期から監督兼任の弁護士西山。昨期、最多勝獲得の丁寧な投球術は今年も健在。しっかり要所を締めると打つては、王ジャパンよろしく短打に好走星を織り交ぜるスマートベースボールで8対4にて開幕戦を飾りました。隨所に見所はあったものの、注目はやはり社労士原田の打撃復活でしょうか。天性の長距離砲ながら昨期は打率1割と低迷し、オフには体脂肪率が35%を越えるなど心配されましたが、蓋を開ければ快打連発の4打点！「走れない、守れない、でも打てる！」一拍子原田復活に首脳陣の弁護士海田コーチもひと安心です。

続く2戦目は、50期生チーム。監督自ら相手選手となるため、代理監督を迎えての対戦でしたが、我がチームの打練が爆発、投げでは3投手の見事な継投で1失点! 14対1の大勝でした。

という訳で開幕ダッシュ成功です。が、「勝って兜の緒を締めよ」。本業第一、野球は第二で今期も頑張ります！

